



## Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

### 【INDEX】

#### 中国法改正ニュース

1. 《国家稅務總局 中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書(A類、2014年度版)》
2. 《国家稅務總局 固定資産の加速償却に係る稅收政策に関する問題についての公告》
3. 2014年11月より施行の法律法規

#### 主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

## 中国法改正ニュース

### 1. 《国家稅務總局 中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書(A類、2014年度版)》

通達番号: 国家稅務總局公告 2014 年第 63 号

公布日 : 2014 年 11 月 3 日

国家稅務總局は、2014 年 11 月 3 日付けで『中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書(A類、2014 年度版)』(国家稅務總局公告 2014 年第 63 号、以下『63 号公告』)を公布しました。

現行の企業所得稅年度納稅申告書(A類)は施行後 6 年経過しており、当該中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書(A類、2014 年度版)の公布により、当該中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書(A類 2014 年度版)は大幅な修正が施されております。

主な内容は、下記の通りです。

#### 1. 書類の種類

16 枚から 41 枚に増加(内、「基礎情報表」1、「主表」1、「收入費用明細表」6、「稅務調整表」15、「繰越欠損金表」1、「稅收優遇表」11、「外国稅額控除表」4、「納稅一覽表」2)

当該中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書(A類、2014 年度版)は、2014 年度の企業所得稅確定申告から適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1311541/content.html>

### 2. 《国家稅務總局 固定資産の加速償却に係る稅收政策に関する問題についての公告》

通達番号: 国家稅務總局公告 2014 年第 64 号

公布日 : 2014 年 11 月 14 日

国家税務総局は、2014 年 11 月 14 日付けで『固定資産の加速償却に係る税收政策に関する問題についての公告』(国家税務総局公告 2014 年第 64 号、以下『64 号公告』)を公布しました。

固定資産の「償却期間の短縮」、「加速償却」および「一括償却」に関しては、国家税務総局が 2014 年 10 月 20 日付けで、『固定資産の加速償却に係る企業所得税政策を改善することに関する通達』(財税[2014]75 号、以下『75 号通達』)を公布し、①特定 6 業種における「償却期間の短縮」および「加速償却」の適用、②特定 6 業種・小型企業における特定設備に係る「一括償却」、③特定設備に係る「一括償却」、および④「小額資産」に係る一括償却が認められておりましたが、当該『64 号公告』により、上記優遇政策を享受するための具体的な手続き、『75 号通達』における一部用語についての定義が明確になり、また、その他運用に関する一部既定が補足されました。

主な内容は、下記の通りです。

## 1. 定義

### (1) 6 業種

『国家統計局 国家税務総局 国民経済業種分類及び番号(GB/4754-2011)』の規定に従い判断する

### (2) 研究開発に用いる計測器・設備

『国家税務総局 企業研究開発費用損金算入管理弁法(試行)』(国税発[2008]116 号)、及び『科学技術部 財政部 国家税務総局 ハイテク企業認定管理ガイドライン』(国科発火[2008]362 号)の規定に従い判断する

## 2. 補足規定

(1) 『75 号通達』の施行前(2013 年 12 月 31 日以前)に企業が既に保有する「小額資産」に係る取扱が明確化  
『75 号通達』の施行前(2013 年 12 月 31 日以前)に企業が既に保有する「小額資産」は、その帳簿価額を一時に損金算入することが認められる。

(2) 「加速償却」適用時の「200%定率法」および「級数法」に係る取扱が明確化

「加速償却」を適用する企業は、「200%定率法」および「級数法」のどちらの償却方法を採用するか決定することが出来るが、償却方法を確定した後は、一般的に償却方法を変更することはできない。

## 3. 手続き:『75 号通達』が規定する優遇政策を享受するための手続

(1) 企業所得税予定納付時:「固定資産加速償却(控除)予定納付状況統計表」(『64 号公告』の附表 1)の税務局への提出が必要

(2) 企業所得税確定申告時:届出が必要

参考:財税[2014]75号(2014年1月1日から遡及適用)

固定資産 の用途		固定資産金額	業種		
			6業種	6業種(小型企業)	6業種以外
研究 開発	専門	100万円超	短縮・加速償却	短縮・加速償却	短縮・加速償却
		100万元未満 5,000元超	一括損金算入		
		5,000元以下(小額資産)	一括損金算入		
	経営 活動 共用	100万円超	短縮・加速償却	短縮・加速償却	—
		100万元未満 5,000元超	短縮・加速償却	一括損金算入	—
		5,000元以下(小額資産)	一括損金算入		
上記以外	100万円超	短縮・加速償却	短縮・加速償却	—	
	100万元未満 5,000元超	短縮・加速償却	短縮・加速償却	—	
	5,000元以下(小額資産)	一括損金算入			

参考:小型企業(『中小企業区分基準規定の印刷配布に関する通知』(工信部連企業[2011]300号))

業種	基準	小型企業
農業、林業、畜産業、漁業	売上高(万円)	500未満
工業	従業員数 売上高(万円)	300未満 または 2,000未満
建設業	売上高(万円) 総資産額(万円)	6,000未満 または 5,000未満
卸売業	従業員数 売上高(万円)	20未満 または 5,000未満
小売業	従業員数 売上高(万円)	50未満 または 500未満
交通輸送業	従業員数 売上高(万円)	300未満 または 3,000未満
倉庫業	従業員数 売上高(万円)	100未満 または 1,000未満
宿泊業	従業員数 売上高(万円)	100未満 または 2,000未満
飲食業	従業員数 売上高(万円)	100未満 または 2,000未満
情報伝達業	従業員数 売上高(万円)	100未満 または 1,000未満
ソフトウェア・ITサービス業	従業員数 売上高(万円)	100未満 または 1,000未満
不動産開発経営業	売上高(万円)	1,000未満 または

	総資産額(万元)	5,000 未満
不動産管理業	従業員数 売上高(万元)	300 未満 または 1,000 未満
リース・商業サービス業	従業員数 総資産額(万元)	100 未満 または 8,000 未満
その他	従業員数	100 未満

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1311823/content.html>

## 2014 年 11 月より施行の法律法規

2014 年 11 月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

## 主要経済統計

### 2014 年 10 月主要経済統計

固定資産投資: 357,787.18 (完成額累計+16.1%)

貿易総額: 396,411,570ドル

第一次産業: 8,642.45 億元(完成額累計+27.7%)

輸出総額: 213,687,462ドル(前年同期比+15.3%)

第二次産業: 150,179.63 億元(完成額累計+13.7%)

輸入総額: 182,724,108ドル(前年同期比+7.0%)

第三次産業: 198,965.11 億元(完成額累計+17.4%)

貿易収支: 30,963,354ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

## 中国最新情報

**【上海】虹橋空港の免税店、大幅拡張**

上海市の虹橋空港を運営する上海滬港空港管理は 11 月 12 日、空港第 1 ターミナルで、免税店を含む商業施設を大幅に拡張する計画を明らかにした。第 1 ターミナルでは大規模な改造工事が進んでいる。

虹橋空港を発着する航空便はほとんどが国内便で国際便の数は少ない。このため、日韓便などが国際便が使う第 1 ターミナルに 400 平方メートルの狭い免税店があるだけで、第 2 ターミナルには免税店は存在しない。

商業施設を現在の 3000 平方メートルから 7000 平方メートルに拡張、うち免税店を 2000 平方メートル以上にする。免税店は引続き日上免税が経営し、商品はこれまでの酒・タバコに加え、革製品・万年筆・腕時計・衣類などを置く予定。

**【蘇州】園区地方税務局が持分譲渡税収管理の新突破を実現**

今年以来、蘇州工業園区地方税務局が園区政府部門間のデータ交換メカニズムを利用して、工商管理部門の株主持分譲渡の第三者データを導入し、企業の株主持分の変更に対して税収リスク識別を行い、持分譲渡税収管理の新突破を実現した。

同局が省レベル部門間の工商管理部門とのデータ交換を利用して、三つのリスク指標を設立し、園区地元の工商部門のデータを利用して、二つのリスク指標を設立した。また、カウンター税務登録の一環に台帳メカニズムを構築し、データの記入を厳しく監督し、リスク指標を設立した。2014 年 11 月現在、園区地方 税務局は工商部門株主持分データを合計 95185 件利用し、27077 社に及んでいるという。そして、登記を変更すべき低等級リスク管理取引先 508 社、納税不足という問題が存在する可能性がある中等級リスク管理取引先 354 社が識別で見えられた。指標モデルの応用を通して、自然人の持分変更登録率が元の 50%から現在の 90%に向上し、著しい管理効果が出てくることで、精確化の税収管理に効果的なサポートを提供しているといえる。

**【広東省】****《広州市財政局 堤防費を徴収しないことに関する通達》**

通達番号: 穗財函[2014]235 号

公布日 : 2014 年 10 月 31 日

広州市財政局は、2014 年 10 月 31 日付けで『堤防費を徴収しないことに関する通達』(以下、『通達』)を公布しました。

当該『通達』により、広州市における企業は、2015 年 1 月 1 日より堤防費を徴収されないこととなります。

なお、深セン市における企業は、深セン市地方税務局が 2014 年 9 月 17 日付けで公布した『深セン市において堤防費を徴収しないことに関する通達』により、2014 年 9 月 1 日以降堤防費の徴収が既に免除されております。

[http://www.gzds.gov.cn/policy/jsp/content\\_show.jsp?contentID=352892&themeID=744](http://www.gzds.gov.cn/policy/jsp/content_show.jsp?contentID=352892&themeID=744)